

全国市議会議長会基地協議会役員選考基準

平成16年2月5日 第67回総会にて了承
平成24年2月1日 第75回総会にて一部改正了承
平成28年2月4日 第79回総会にて一部改正了承
平成29年2月1日 第80回総会にて一部改正了承

1. 役員選考委員の選出

各部会（規約第2条第2項）は、所属会員の互選により役員選考委員1名を選出する。

ただし、関東部会にあつては4名、九州・沖縄部会にあつては3名、北海道、東北、中国・四国部会にあつては2名を選出する。

2. 役員選考委員会の構成

各部会から選出された役員選考委員により役員選考委員会を構成し、会長、副会長、監事及び理事候補者の選出を行う。

3. 役員候補者の選出方法

(1) 会長候補者の選出

会長候補者は、会員の中から1名選出する。

(2) 副会長候補者の選出

副会長候補者は、各部会ごとに、次に掲げる基準により選出する。

部 会 名	選出数
北 海 道	2
東 北	2
北 信 越	1
関 東	4
東 海	1
近 畿	1
中国・四国	2
九州・沖縄	3

(3) 監事候補者の選出

監事候補者は、全国を4ブロックに分け、所属部会ごとに、次に掲げる基準により1名選出する。

ブロック	所属部会
第1ブロック	北海道、東北
第2ブロック	関東
第3ブロック	北信越、東海、近畿
第4ブロック	中国・四国、九州・沖縄

(4) 理事候補者の選出

理事候補者は、各部会（規約第2条第2項）ごとに、次に掲げる基準により選出する。

構成市数	選出数	構成市数	選出数
1市～5市	1	21市～25市	5
6市～10市	2	26市～30市	6
11市～15市	3	31市以上	8
16市～20市	4		

4. 町村会員の中から互選する役員の選出

(1) 町村会員役員選考委員の選出

全国を3ブロックに分け、町村会員の互選により、次に掲げる基準により、町村会員役員選考委員（以下「役員選考委員」という。）を選出する。役員選考委員は、副会長、監事及び理事に準ずる者の候補者の選出を行う。

ブロック	所属部会	選出数
第1ブロック	北海道、東北	2
第2ブロック	北信越、関東、東海	1
第3ブロック	近畿、中国・四国、九州・沖縄	1

(2) 副会長に準ずる者の候補者の選出

役員選考委員は、前記(1)に掲げる基準に準じ、それぞれ副会長に準ずる者の候補者を選出する。

(3) 監事に準ずる者の候補者の選出

役員選考委員は、協議により町村会員の中から監事に準ずる者の候補者1名を選出する。

(4) 理事に準ずる者の候補者の選出

役員選考委員は、前記3.(4)「理事候補者の選出基準」に準じ、理事に準ずる者の候補者を選出する。

この場合、表中の「構成市数」を「構成町村数」に、「市」を「町村」に読み替えるものとする。

(参 考)

(1) 会長職務代理者の会長指名

会長は規約第8条第2項の規定により副会長の中から会長職務代理者を指名することができる。

(2) 相談役の委嘱

会長は規約第9条第1項の規定により会員の中から相談役を委嘱することができる。

(3) 理事及び理事に準ずる者の会長指名

イ、会長は規約第8条第3項の規定により会員の中から理事若干名を指名することができる。

ロ、会長は規約第10条第4項の規定により町村会員の中から理事に準ずる者若干名を指名することができる。